

令和4年度環境対応車導入促進助成制度について

(概要)

1. 助成金対象車両

車両総重量2.5トン超の下記車両のうち、令和4年4月1日～令和5年3月10日までに登録が完了する車両を助成対象といたします。

- (1) 国の補助金を併用することを条件とするもの
国の補助金の交付要綱第2条第三項に定められた事業に協調して助成を行うもの
 - ①天然ガス自動車 (新車新規登録自動車に限る)
 - ②ハイブリッド自動車 (新車新規登録自動車に限る)
 - ③天然ガス自動車 (使用過程にあるディーゼル車からの改造)
- (2) 国の補助金を併用することを条件としないもの
(1)以外のもの (新車新規登録自動車に限る)
 - ①天然ガス自動車
 - ②ハイブリッド自動車
 - ③電気自動車 (中小企業者に限る)

2. 導入台数要件

国の補助要件では購入の場合について、同一年度で3台以上の導入要件がありますのでご注意ください。

(但し、①グリーン経営認証登録済み事業者、②Gマーク認定済み事業者、③ISO9001・14001適合組織については1台から買取が可能です。また、経年車の廃車を伴う新車導入については1台より導入可能となっております。) リースの場合はリース事業者に3台要件がかかるため1台から導入可能です。

3. 協調補助

国及び全ト協並びに和ト協の補助金を併用することを条件と致します。ただし、車両総重量2.5トンクラスの大型天然ガス自動車(新車)、及びハイブリッド自動車(新車)、車両総重量2.5トン超の電気自動車(新車)並びにやむを得ず国の補助要件を満たせない車両については、国の補助金の併用を条件としない。

4. 助成率・助成額

別表に定めるとおりといたします。

5. 助成限度

1会員あたり 3台

6. 申請受付期間

令和4年4月1日～令和5年1月31日

※助成金申請される場合、事前に和歌山県トラック協会交付金課までご連絡下さい。

※上記期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとします。

※事前申請が原則ですが、継続して助成事業が実施できるよう4月～6月の登録車両に限り、事後の申請が認められています。但し事後申請の受付期限は7月29日とします。

7. その他

- ・CNG燃料とガソリン燃料を併用するバイフューエル車については天然ガス自動車として助成対象とします。(助成金額5万円)
- ・以下に該当するものについては、国の補助金の対象外となりますのでご注意ください。

- (1) 割賦販売等により自動車販売会社等に車両の所有権が留保されているもの。
- (2) 手形により支払われたもの。

※国の補助金については、年度内の導入時期にかかわらず令和4年9月1日(木)～9月16日(金)までに交付予定枠申請を行い、内定通知書を取得する必要がありますのでご注意ください。

令和4年度 環境対応車 助成額等一覧

令和4年4月現在

I. 国の補助金を併用することを条件とするもの

◎天然ガス自動車（新車）

（単位＝円）

最大積載量	価格差	国土交通省 (価格差 ^{注1} の1/3)	全ト協 (価格差 ^{注1} の1/6)	和ト協
2トンクラス	730,000	243,000	122,000	121,000
4トンクラス	2,750,000	916,000	459,000	458,000

※バイフューエル車の助成額は、定額50,000円とする。

◎ハイブリッド自動車（新車）

（単位＝円）

最大積載量	価格差	国土交通省 (価格差 ^{注1} の1/3)	全ト協 (価格差 ^{注1} の1/8)	和ト協
2トンクラス	770,000	256,000	97,000	96,000
4トンクラス	2,680,000	893,000	335,000	335,000

◎天然ガス自動車（使用過程車改造）

（単位＝円）

最大積載量	改造費 ^{注2}	国土交通省 (改造費の1/3)	全ト協（定額）	和ト協(定額)
2トンクラス	730,000	243,000	100,000	100,000
4トンクラス	2,750,000	916,000		

注1：国の定める「通常車両価格との差額」

注2：国の定める「使用過程におけるディーゼル車のCNGトラックへの改造事業における、改造に要する経費」

※いずれも、消費税及び地方消費税は助成の対象外とする。

※地方自治体の補助がある場合、地方トラック協会または地方トラック協会と全日本トラック協会の各々の助成額から減額することができる。

II. 国の補助金を併用することを条件としないもの

◎天然ガス自動車（新車）

（単位＝円）

車両総重量	全ト協（定額）
2.5トンクラス	1,000,000

◎ハイブリッド自動車（新車）

（単位＝円）

車両総重量	全ト協（定額）
2.5トンクラス	300,000

◎電気自動車（新車）

（単位＝円）

車両総重量	全ト協（定額）
2.5トン超	300,000

令和4年度 環境対応車 助成対象型式一覧

令和4年6月14日現在

【ハイブリッド自動車】

メーカー (五十音順)		最大積載量		車両総重量
		2トンクラス	4トンクラス 注1	25トンクラス
いすゞ自動車	【車名】	【エルフ】	【 - 】	【 - 】
	型式	2SG-N*R88AN 2SG-N*R88N	-	-
トヨタ自動車	【車名】	【ダイナ/トヨエース】	【 - 】	【 - 】
	型式	2SG-XKC6** 2SG-XKU6** 2SG-XKU6**A 2SG-XKU7**	-	-
日野自動車	【車名】	【デュトロ】	【 - 】	【 - 】
	型式	2SG-XK****M 2SG-XK****X	-	-

【天然ガス自動車 (CNG・LNG)】

メーカー (五十音順)		最大積載量		車両総重量
		2トンクラス	4トンクラス 注1	25トンクラス
いすゞ自動車	【車名】	【エルフ】	【 - 】	【ギガ】
	型式	TFG-N*R82ZAN TFG-N*R82AN TFG-N*R82ZN TFG-N*R82N TFG-N*R82YZN	-	《CNG》 QFG-CYL78B QFG-CYJ78B 《LNG》 QFG-CYL78CG QFG-CYJ78CG

【電気自動車】 注2

メーカー (五十音順)		最大積載量	
		2トンクラス	4トンクラス 注1
三菱ふそう トラック・バス	【車名】	【キャンター】	【 - 】
	型式	ZAB-FEB8U	-

注1：令和4年6月現在、4トンクラスの環境対応車型式なし

注2：令和4年度「環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業」において事前登録された型式に準ずる

環境対応車導入促進助成金交付要綱 (令和4年度)

(公社)和歌山県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人和歌山県トラック協会(以下「協会」という。)は、会員事業者が環境対応車を導入した場合、購入またはリースに係る費用の一部を助成することとし、以て環境問題対策事業を推進するとともに会員事業所の経営安定の一助に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次に掲げるとおりとする。
「環境対応車」とは国土交通省の「自動車環境総合改善対策費補助金(「国の補助金」という。)交付要綱」の定義に該当するもののうち、協会が別に定める助成対象車両に該当する自動車とする。

(助成対象)

第3条 助成対象事業者は、協会会員事業者で会費の滞納がない事業者及び協会会員事業者に環境対応車を貸与するリース事業者とする。

(助成金の交付額及び台数)

第4条 助成金の交付額は別表に示すとおりとする。但し、地方公共団体等による補助があるときは、助成金額を変えることができる。
2 消費税は助成の対象外とする。
3 1会員あたり 3台を限度とする。

(助成申請期間)

第5条 本要綱に定める助成申請期間は、令和4年4月1日から令和5年1月31日までとする。但し、予算限度額に達した場合は、その時点を以て終了とする。

(車両の登録及び支払い)

第6条 助成の対象となる車両は、和歌山県内登録の営業用貨物自動車で令和5年3月10日までに登録を完了するものでなければならない。
車両の代金については、リース事業者による導入の場合はリース事業者が、買取による導入の場合は割賦による導入の場合を除いて会員事業者が、それぞれ令和5年3月31日までに支払いを完了させるものとする。
2 前項の登録は初度登録でなければならない。(使用過程にあるディーゼル車からの改造天然ガス自動車を除く。)

(交付申請)

第7条 会員事業者は、様式1「環境対応車導入促進助成金交付申請書」により助成期間内に申請を行うものとする。
2 前項の申請には、協会が定める書類を添付し、申請を行うものとする。

(交付決定)

第8条 協会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその申請を審査し、全ト協より交付決定通知があった場合、会員事業者に対して、確定通知により通知する。

(導入実績報告及び助成金の請求)

第9条 環境対応車導入事業が完了したときには、完了した日から1ヶ月以内にリースによる導入の場合はリース事業者より、購入による導入の場合は会員事業者より環境対応車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)を協会へ提出する。

(助成金の交付)

第10条 協会は前条の環境対応車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付申請書)の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、当該車両がリースによる導入の場合はリース事業者に対して、購入による導入の場合は会員事業者に対してそれぞれ助成金を交付する。

(申請の変更・取下げ)

- 第11条 交付決定後、申請内容を変更するときは、会員事業者は、環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書を協会に提出しなければならない。
- 2 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、会員事業者は、速やかに環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書を協会に提出しなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

- 第12条 会員事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。
- 2 会員事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。
- (1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。
- (3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。
- (4) 会員事業者が協会を脱会したとき。
- 3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、全ト協及び協会は、事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

第12条の2 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間これを受付または交付決定を行わないものとする。

(財産の処分の制限)

- 第13条 会員事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、都道府県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (1) 最大積載量2トン以下のトラック 3年
- (2) 最大積載量2トン超のトラック 4年

(報告の義務)

- 第14条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合は、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和4年4月1日より実施する。